

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成12年6月22日	不動産番号	0108000065886
所在図番号	余白			
所在	大田区大森北三丁目 406番地1			余白
家屋番号	406番1の3			余白
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗 居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階 2階 3階	60.94 61.94 51.79	昭和63年1月5日新築
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年6月22日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和63年1月21日 第2339号	所有者 大田区大森北三丁目31番18号 株式会社東洋リース商会 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	令和8年5月18日 第22151号	原因 令和8年5月1日本店移転 本店法人識別事項 東京都大田区大森北六丁目 26番1号Rei・trias102 会社法人等番号 0108-01-0080 21
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年6月22日
2	差押	平成23年2月17日 第6561号	原因 平成23年2月15日大森税務署差押 債権者 財務省
3	2番差押登記抹消	平成23年12月2日 第53399号	原因 平成23年12月1日解除
4	所有権移転	令和8年5月18日 第22154号	原因 令和8年5月18日売買 所有者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 会社法人等番号 0110-03-0110 34

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和63年1月21日 第2340号	原因 昭和63年1月21日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 保証取引 保証委 託取引 手形債権 小切手債権 債務者 大田区大森北三丁目31番18号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社東洋リース商会 根抵当権者 港区赤坂五丁目4番6号 港信用金庫 共同担保 目録(㊦)第7585号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成5年3月12日 第10009号	原因 平成5年3月11日変更 債務者 大田区大森北三丁目31番18号 株式会社東洋リース商会 大田区大森北三丁目31番18号 三川 範 満 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権更正	平成5年3月12日 第10011号	原因 錯誤 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位1番付記2号の登記を移記
付記3号	1番根抵当権移転	平成19年8月2日 第34858号	原因 平成13年10月9日合併 根抵当権者 港区三田五丁目21番5号 さわやか信用金庫
付記4号	1番根抵当権移転	平成19年8月2日 第34861号	原因 平成19年8月2日譲渡 根抵当権者 港区新橋六丁目23番1号 芝信用金庫
付記5号	1番根抵当権変更	平成19年8月2日 第34862号	原因 平成13年3月30日債務者三川範満の 相続 債務者 大田区大森北三丁目31番18号 三川 富 子 大田区大森北三丁目31番18号 三川 博 之 大田区大森北三丁目31番18号 三川 暁 子
付記6号	1番根抵当権変更	平成19年8月2日 第34863号	原因 平成19年8月2日変更 債務者 大田区大森北三丁目31番18号 株式会社東洋リース商会
2	根抵当権設定	平成1年12月15日 第67304号	原因 平成1年12月12日設定 極度額 金8,400万円 債権の範囲 信用金庫取引 保証取引 保証委 託取引 手形債権 小切手債権 債務者 大田区大森北三丁目31番18号 株式会社東洋リース商会 根抵当権者 港区赤坂五丁目4番6号 港信用金庫 共同担保 目録(㊦)第7586号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成5年3月12日 第10010号	原因 平成5年3月11日変更 債務者 大田区大森北三丁目31番18号 株式会社東洋リース商会 大田区大森北三丁目31番18号 三川 範 満

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位2番付記1号の登記を移記
付記2号	2番根抵当権更正	平成5年3月12日 第10012号	原因 錯誤 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位2番付記2号の登記を移記
付記3号	2番根抵当権移転	平成19年8月2日 第34859号	原因 平成13年10月9日合併 根抵当権者 港区三田五丁目21番5号 さわやか信用金庫
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年6月22日
3	2番根抵当権抹消	平成19年8月2日 第34860号	原因 平成19年8月2日解除
4	抵当権設定	平成30年5月31日 第23883号	原因 平成30年5月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,000万円 利息 年2・300% 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 東京都大田区大森北三丁目31番18号 株式会社東洋リース商会 抵当権者 東京都品川区西五反田七丁目2番3号 城南信用金庫 共同担保 目録(ウ)第9909号
5	抵当権設定	平成30年5月31日 第23884号	原因 平成30年5月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金400万円 利息 年2・300% 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 東京都大田区大森北三丁目31番18号 株式会社東洋リース商会 抵当権者 東京都品川区西五反田七丁目2番3号 城南信用金庫 共同担保 目録(ウ)第9910号
6	1番根抵当権抹消	平成30年6月25日 第27581号	原因 平成30年6月22日解除
7	4番、5番抵当権抹消	令和8年5月18日 第22152号	原因 令和8年5月18日弁済
8	根抵当権設定	令和8年5月18日 第22155号	原因 令和8年5月18日設定 極度額 金4,800万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号ウ ンピン虎ノ門ビル6F T L L 合同会社 根抵当権者 東京都港区芝五丁目36番7号 株式会社 S B J 銀行

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			(取扱店 上野支店) 共同担保 目録(ウ)第141号

共同担保目録

記号及び番号		(ウ)第7585号		調製	平成13年2月8日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	大田区大森北3丁目 406番9の土地	1	平成30年6月25日受付第27581号抹消		
2	大田区大森北3丁目 406番地1 家屋番号 406番1の3の建物	1	平成30年6月25日受付第27581号抹消		
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成13年2月8日		
	[余白]	[余白]	平成30年6月25日全部抹消		

共同担保目録

記号及び番号		(ウ)第7586号		調製	平成13年2月8日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	大田区大森北3丁目 406番9の土地	2	平成19年8月2日受付第34860号抹消		
2	大田区大森北3丁目 406番地1 家屋番号 406番1の3の建物	2	平成19年8月2日受付第34860号抹消		
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成13年2月8日		
	[余白]	[余白]	平成19年8月2日全部抹消		

共同担保目録

記号及び番号		(ウ)第9909号		調製	平成30年5月31日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	大田区大森北3丁目 406番9の土地	4	令和8年5月18日受付第22152号抹消		
2	大田区大森北3丁目 406番地1 家屋番号 406番1の3の建物	4	令和8年5月18日受付第22152号抹消		
	[余白]	[余白]	令和8年5月18日全部抹消		

共同担保目録

記号及び番号		(ウ)第9910号		調製	平成30年5月31日
--------	--	-----------	--	----	------------

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大田区大森北三丁目 406番9の土地	5	令和8年5月18日受付第22152号抹消
2	大田区大森北三丁目 406番地1 家屋番号 406番1の3の建物	5	令和8年5月18日受付第22152号抹消
	[余白]	[余白]	令和8年5月18日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(㊦)第141号	調製	令和8年5月18日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大田区大森北三丁目 406番9の土地	8	[余白]
2	大田区大森北三丁目 406番地1 家屋番号 406番1の3の建物	8	[余白]



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局城南出張所管轄)

令和8年6月19日

東京法務局港出張所

登記官

矢島 光

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K20918 (1/1)



5/5